

フォーユーコールサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）
フォーユーコールサービス契約約款 <u>2024年4月1日</u> 株式会社 STNet	フォーユーコールサービス契約約款 <u>2024年8月1日</u> 株式会社 STNet	

フォーユーコールサービス契約約款 新旧対照表		
旧	新	備 考（変更理由）
第7章 通 信 （発信電気通信番号通知） 第22条の2 I P音声通信については、当社が定めるところにより、その発信音声通信番号（そのI P音声通信の発信元に係る音声通信番号をいいます。以下同じとします。）を着信先のI P契約者回線等又は着信先の電気通信回線に係る相互接続点へ通知します。ただし、次のI P音声通信については、この限りではありません。 （1）I P音声通信の発信に先立ち、「1 8 4」をダイヤルして行うI P音声通信	第7章 通 信 （発信音声通信番号通知） 第22条の2 I P音声通信については、当社が定めるところにより、その発信電気通信番号（そのI P音声通信の発信元に係る音声通信番号をいいます。以下同じとします。）を着信先のI P契約者回線等又は着信先の電気通信回線に係る相互接続点へ通知します。ただし、次のI P音声通信については、この限りではありません。 （1）I P音声通信の発信に先立ち、「1 8 4」をダイヤルして行うI P音声通信	

フォーユーコールサービス契約約款 新旧対照表		
旧	新	備 考（変更理由）
第11章 雑 則 （反社会的勢力の排除） 第42条 4 当社は、フォーユーコールサービス契約者が本条第1項各号のいずれかに該当することもしくは本条第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合、本条第1項もしくは本条第2項の規定に関して虚偽の申告を行ったことが判明した場合、または前項に規定する調査などに応じないもしくは調査などにおいて虚偽の回答をした場合であって、本契約の申込みを承諾することまたは本契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、本契約の申込みを承諾しないことまたは本契約を<u>解除</u>することが出来るものとします。	第11章 雑 則 （反社会的勢力の排除） 第42条 4 当社は、フォーユーコールサービス契約者が本条第1項各号のいずれかに該当することもしくは本条第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合、本条第1項もしくは本条第2項の規定に関して虚偽の申告を行ったことが判明した場合、または前項に規定する調査などに応じないもしくは調査などにおいて虚偽の回答をした場合であって、本契約の申込みを承諾することまたは本契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、本契約の申込みを承諾しないことまたは本契約を<u>解約</u>することが出来るものとします。	

旧		新		備 考（変更理由）
料金表 第1表 料金 第1 基本料 1 適用		料金表 第1表 料金 第1 基本料 1 適用		
区 分	内 容	区 分	内 容	
(3) 最低利用期間内に契約の解約等があった場合の料金の適用	ア フォーユーコールサービスについては、最低利用期間があります。 イ フォーユーコールサービス契約者は、最低利用期間内にフォーユーコールサービス契約の解約があった場合は、残余の期間に対応する料金（料金表第3（機器使用料）の料金を含みます。以下この欄において同じとします。）に相当する額を、一括して支払っていただきます。ただし、フォーユーコールサービス契約者（コンピュータ通信網契約者及びSTIA契約者除く）からの請求により初期契約解除を行う場合、および当社が別に定める場合はこの限りではありません。	(3) 最低利用期間内に契約の解約等があった場合の料金の適用	ア フォーユーコールサービスについては、最低利用期間があります。 イ フォーユーコールサービス契約者は、最低利用期間内にフォーユーコールサービス契約の解約があった場合は、残余の期間に対応する料金（料金表第3（機器使用料）の料金を含みます。以下この欄において同じとします。）に相当する解約金を、一括して支払っていただきます。ただし、フォーユーコールサービス契約者（コンピュータ通信網契約者及びSTIA契約者除く）からの請求により初期契約解除を行う場合、および当社が別に定める場合はこの限りではありません。 ウ 当社は、イの規定にかかわらず、当社の判断により、その解約等に要する解約金を減免することがあります。 エ 当社は、イの規定にかかわらず、フォーユーコールサービス契約者の死亡日から3ヶ月以内に、これを証明する書類を添えてフォーユーコールサービスの解約を当社に通知した場合、解約金を減免することがあります。	

旧					新					備 考（変更理由）	
料金表 第1表 料金 第5 付加機能使用料 2－2 料金額（タイプ2およびタイプ3に提供するもの					料金表 第1表 料金 第5 付加機能使用料 2－2 料金額（タイプ2およびタイプ3に提供するもの						
区分		単位	料金額（月額） （税込価格）		区分		単位	料金額（月額） （税込価格）			
ア 番号情報送出機能（ダイヤルイン）					ア 番号情報送出機能（ダイヤルイン）						
その I P 契約者回線等に着信通信があった場合に、その I P 契約者回線等の音声通信番号又は追加番号（フォーユーコールサービス契約者からの請求により当社がその I P 契約者回線等に付与した音声通信番号以外の番号をいいます。以下同じとします。）の情報を、その I P 契約者回線等に接続される端末設備に送出する機能		1 音声通信番号又は 1 追加番号ごとに	100 円 (110 円)		その I P 契約者回線等に着信通信があった場合に、その I P 契約者回線等の音声通信番号又は追加番号（フォーユーコールサービス契約者からの請求により当社がその I P 契約者回線等に付与した音声通信番号以外の番号をいいます。以下同じとします。）の情報を、その I P 契約者回線等に接続される端末設備に送出する機能		1 音声通信番号又は 1 追加番号ごとに	100 円 (110 円)			
備 考	1 I P 契約者回線等に提供します。 2 フォーユーコールサービス契約者は、当社が付与した追加番号について、付加機能の利用の一時中断の請求をすることができます。 3 その I P 契約者回線等において代表機能を利用している場合には、当社は、フォーユーコールサービス契約者が番号情報送出機能とその代表機能を利用しているすべての I P 契約者回線等で利用する場合に限り提供します。 4 追加番号により行う通信については、当社は、その追加番号を I P 契約者回線等の音声通信番号とみなして料金の算定を行います。 5 追加番号に関するその他の提供条件については、音声通信番号の場合に準ずるものとします。				1 I P 契約者回線等に提供します。 2 フォーユーコールサービス契約者は、当社が付与した追加番号について、付加機能の利用の一時中断の請求をすることができます。 3 その I P 契約者回線等において代表機能を利用している場合には、当社は、フォーユーコールサービス契約者が番号情報送出機能とその代表機能を利用しているすべての I P 契約者回線等で利用する場合に限り提供します。 4 追加番号により行う通信については、当社は、その追加番号を I P 契約者回線等の音声通信番号とみなして料金の算定を行います。 5 追加番号に関するその他の提供条件については、音声通信番号の場合に準ずるものとします。						
	イ 代表機能					イ 代表機能					
	基本機能	2以上の音声通信番号について、それらの音声通信番号を代表とする代表音声通信番号を定め、その代表音声通信番号に着信があった場合に、通信中でないいずれか1の音声通信番号に接続することができるようにする機能		—	—	基本機能	2以上の音声通信番号について、それらの音声通信番号を代表とする代表音声通信番号を定め、その代表音声通信番号に着信があった場合に、通信中でないいずれか1の音声通信番号に接続することができるようにする機能		—	—	
		追加機能	代 表 番 号 通知	この機能に係る I P 契約者回線等から行う通信について、代表番号を着信先の I P 契約者回線等に通知する機能	—		—	追加機能	代 表 番 号 通知	この機能に係る I P 契約者回線等から行う通信について、代表番号を着信先の I P 契約者回線等に通知する機能	—
	備考										
ウ 発信ナンバー表示機能					ウ 発信ナンバー表示機能						
備考	フォーユーコールサービス契約に係る契約者回線等へ通知される発信電気通信番号を表示することができるもの				二	二	備考	(ア) 本サービスは、フォーユーコールサービス契約者に基本機能として提供します。			

フォーユーコールサービス契約約款 新旧対照表					
旧			新		備 考（変更理由）
2－3 料金額（タイプ5に提供するもの）			2－3 料金額（タイプ5に提供するもの）		
区分		単位	区分	単位	
料金額 (税込額)			料金額 (税込額)		
エ 迷惑電話撃退機能			エ 迷惑電話撃退機能		
本サービス利用の請求をしたフォーユーコールサービス契約者があらかじめ指定した特定の電気通信番号からの着信に対して、おことわりする旨の案内により自動的に応答するもの（定額利用料）		1 電気通信番号 ごとに月額	200 円 (220 円)	本サービス利用の請求をしたフォーユーコールサービス契約者があらかじめ指定した特定の電気通信番号からの着信に対して、おことわりする旨の案内により自動的に応答するもの（定額利用料）	
備 考	(ア) 本サービスは、フォーユーコールサービス契約者に限り提供します。				
	(イ) 本サービスの利用の請求をしたフォーユーコールサービス契約者は、当社が別に定めるところにより、あらかじめ、特定の電気通信番号を指定していただきます。				
	(ウ) 当社は、おことわりする旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時刻経過後、その通信を打ち切ります。				
	(エ) 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。				
	(オ) 本サービスは、ア[番号情報送出機能(ダイヤルイン)]およびイ[代表機能]と同時に提供しません。				
フォーユーコールサービス契約に係る契約者回線等へ通知される発信電気通信番号を表示することができるもの		＝	＝		
備 考	(ア) 本サービスは、フォーユーコールサービス契約者に基本機能として提供します。				

フォーユーコールサービス契約約款 新旧対照表								備 考（変更理由）	
旧				新					
料金表 第2表 工事に関する費用 第1 工事費 1 適用				料金表 第2表 工事に関する費用 第1 工事費 1 適用					
区 分		内 容		区 分		内 容			
フォーユーコールサービスのタイプ3のものに係る工事	端 末 設 備 に 係 る 工 事	同時音声通信可能数設定及び変更に係る工事	1の同時音声通信可能数の設定工事ごとに同時音声通信可能数設定工事費を適用します。	フォーユーコールサービスのタイプ3のものに係る工事	端 末 設 備 に 係 る 工 事	同時音声通信可能数設定及び変更に係る工事	1の同時音声通信可能数の設定工事ごとに同時音声通信可能数設定工事費を適用します。		
	付加機能に係る工事		当社は、フォーユーコールサービス契約者からの請求があった場合、付加機能の設定に関する工事（一時中断の再利用の場合を含みます。）を実施します。		付加機能に係る工事		当社は、フォーユーコールサービス契約者からの請求があった場合、付加機能の設定に関する工事（一時中断の再利用の場合を含みます。）を実施します。		
	利用の一時中断に係る工事		フォーユーコールサービス又は端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。		利用の一時中断に係る工事		フォーユーコールサービス又は端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。		
	付加機能の利用の一時中断に係る工事		付加機能の利用の一時中断を行う場合に適用します。		付加機能の利用の一時中断に係る工事		付加機能の利用の一時中断を行う場合に適用します。		
フィーユーコールサービスのタイプ5のものに係る工事	音声通信番号設定に係る工事		1の音声通信番号の設定工事ごとに音声通信番号設定工事費を適用します。ただしフォーユーコール基盤サービスが別記19（光電話サービス）に定めるサービス等の契約者には適用しません。	フィーユーコールサービスのタイプ5のものに係る工事	音声通信番号設定に係る工事		1の音声通信番号の設定工事ごとに音声通信番号設定工事費を適用します。ただしフォーユーコール基盤サービスが別記19（光電話サービス）に定めるサービス等の契約者には適用しません。		
	端末設備設置及び移転に係る工事		フォーユーコールサービス契約者からの請求があった場合、端末設備の設置及び移転に関する工事（一時中断の再利用の場合を含みます。）を実施します。この場合、当社は1の端末設備の設置及び移転に関する工事ごとに適用します。		端末設備設置及び移転に係る工事		フォーユーコールサービス契約者からの請求があった場合、端末設備の設置及び移転に関する工事（一時中断の再利用の場合を含みます。）を実施します。この場合、当社は1の端末設備の設置及び移転に関する工事ごとに適用します。		
	利用の一時中断に係る工事		フォーユーコールサービス又は端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。		利用の一時中断に係る工事		フォーユーコールサービス又は端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。		
備考		当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、当社の判断により工事に関する費用の適用を除外または、その額を減額して適用することがあります。		備考		当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、当社の判断により工事に関する費用を減免することがあります。			

フォーユーコールサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）
附 則	附 則 <u>（実施期日）</u> 1 この改正約款は、２０２４年８月１日から実施します。	